

令和 7 年度 協働事業提案制度概要（案）について

1 目的

市民活動団体等の柔軟で先駆的な発想や専門性を公共サービスに取り入れ、団体と区とが役割と責任を分担し、様々な地域課題の解決に協力して取り組むことにより、団体の活動場所を拡大し、団体活動が活性化することを目的とする。

2 募集内容

(1) 募集内容

① 採択予定 … 3 事業（目安）

団体の専門性、独自性を活かした自由な発想による協働事業。

また「区から提起する課題」に対して事業を提案することも可とする。

② 事業実施期間 … 2 年を限度とする。

2 年の提案の場合は、1 年目の中間報告会で 2 年目実施の可否の判断をする。

③ 事業金額 区負担金額は、事業の実施期間に関わらず 1 事業 200 万円上限

※ 原則として、協働協定書を交わし、委託契約とする。但し、契約金額は事業金額のうち団体の役割分担に応じたものとする。

④ 主な事業要件

- ・ 公益的・社会貢献的事业で、地域課題や社会的課題の解決を図るために、区と協働で取り組むことによる相乗効果が期待できること。
- ・ 具体的効果または成果により、区民満足度の向上を図ることができること。
- ・ 団体の活動実績及び特性を活かし、課題解決のための新たな視点を持つこと。

(2) 主な団体要件

区内で 1 年以上継続して公益活動を行い、5 人以上の会員で組織されている団体

NPO 法人、ボランティア団体、町会・自治会、公益団体、事業者（営利を目的としない社会貢献活動を行う場合）

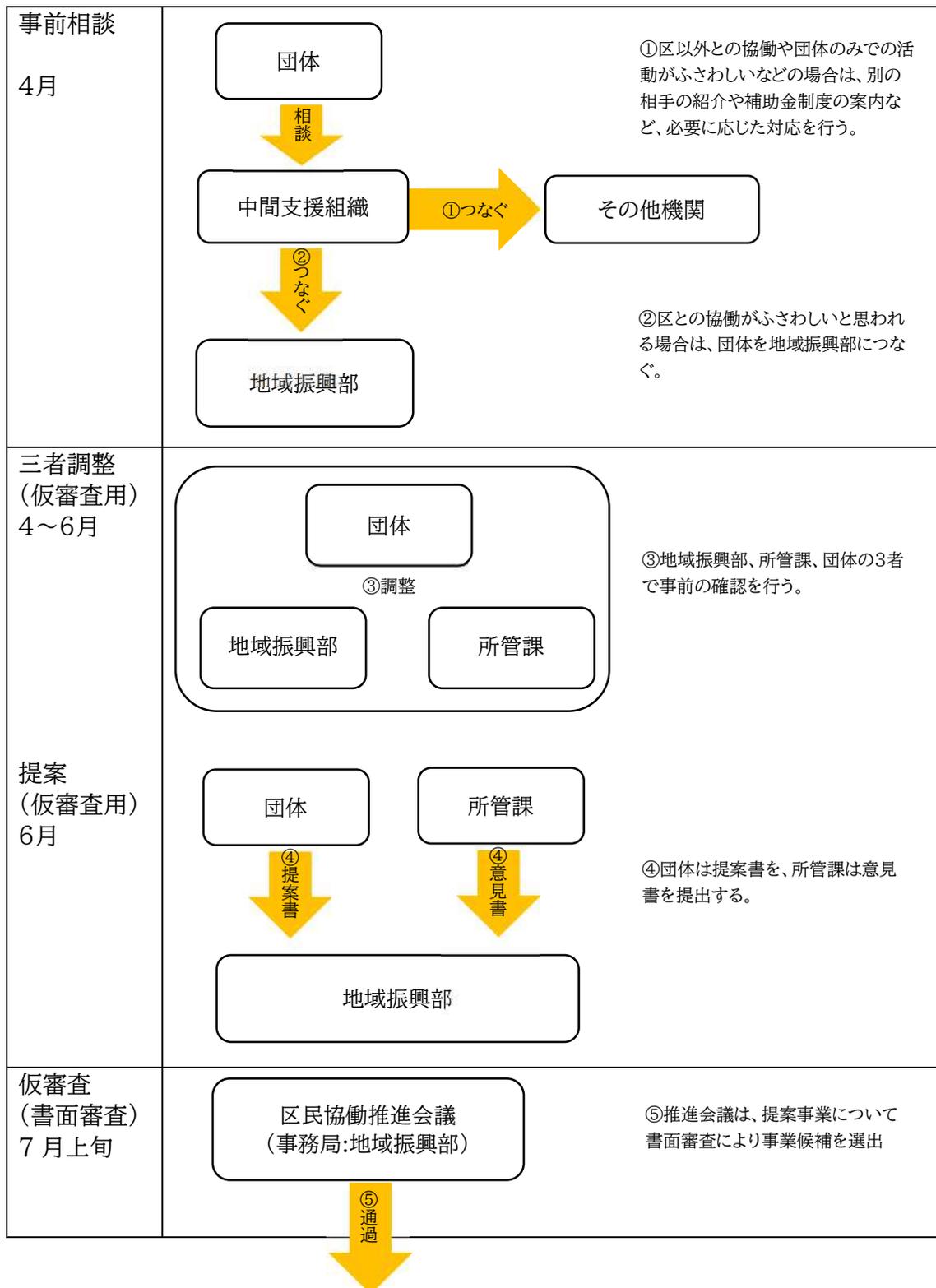
(3) 選考

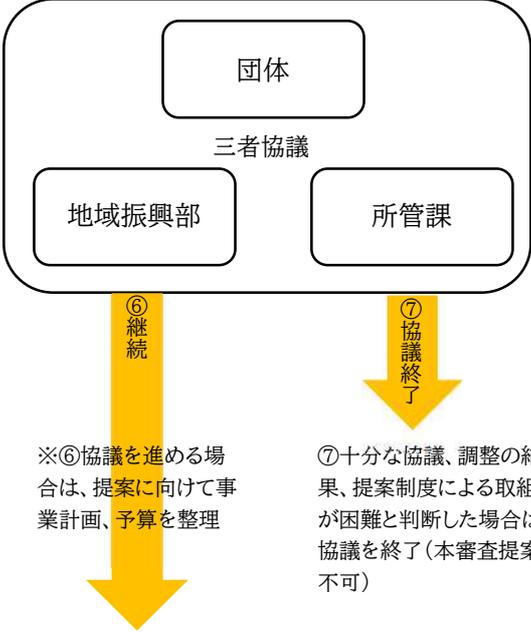
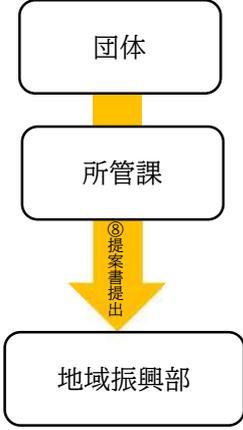
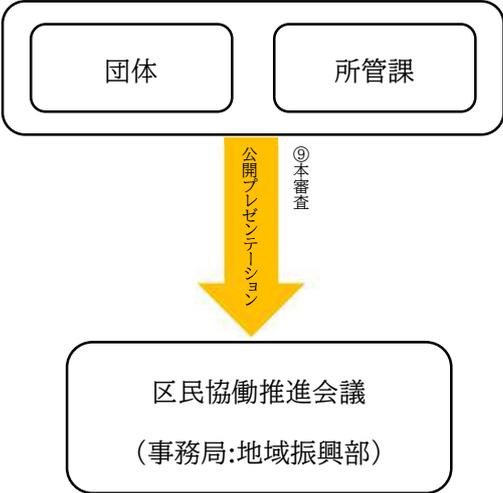
仮審査（書類選考）を通過した提案について、本審査に向けた協議を所管課、団体、協働担当により行う。協議が整ったものについて、書面及び公開プレゼンテーションによる本審査を実施する。審査は区民協働推進会議による。

(4) スケジュール（予定）

令和 7 年 3 月	区報・区ホームページにて事業周知
4～6 月	事前相談（中間支援組織による受付）・三者調整・事業提案書（仮審査用）受付
7 月（上旬）	仮審査（書面審査）
7～8 月	三者協議・提案（本審査用）
8 月（下旬）	本審査（書面及び公開プレゼンテーション）
9 月（下旬）	採択事業決定
10 月～	団体と担当課の詳細協議・予算要求

【選考の流れ】(案)



<p>三者協議 (仮審査後)</p> <p>7～8月</p>	 <p>※⑥協議を進める場合は、提案に向けて事業計画、予算を整理</p> <p>⑦十分な協議、調整の結果、提案制度による取組が困難と判断した場合は協議を終了(本審査提案不可)</p> <p>※協議が当該年度の提案期日までに終了しない場合は、翌年度の本審査に向けて協議を継続する。</p>
<p>提案 (本審査用)</p> <p>7～8月</p>	 <p>⑧区との十分な協議の上、所管課を通じて協働担当に提案書を提出</p>
<p>本審査 8月下旬</p>	 <p>⑨本審査</p> <p>審査方法・・・書面及び公開プレゼンテーション</p> <p>プレゼンテーションの実施者・・・団体及び所管課</p> <p>推進会議の任務・・・審査基準に基づく採点及び提案事業実施に向けた助言</p>
<p>採択決定・ 結果公表 (9月～)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選考結果を推進会議から区長に報告し、区長が採択事業を決定 ・ 推進会議による本審査の採点結果及び助言内容は、採択事業については公表、不採択事業は団体及び所管課に開示
<p>詳細協議・ 予算要求 (採択後)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管課と団体は、事業実施に向けて事業内容、予算等について詰めていく。 ・ 地域振興部は、所管課とともに予算要求を行う。